

安城市博物館協議会委員募集要項

1 趣旨

博物館長の諮問機関として設置している「安城市博物館協議会」で、博物館の運営などに関する事項について調査及び審議等を行うため、安城市博物館協議会委員の一部を公募します。

博物館法〔博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)〕（抜粋）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例〔昭和60年6月28日安城市条例第38号〕（抜粋）

（博物館協議会）

第13条 法第20条第1項の規定により、博物館に安城市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

3 委員の定数は、6人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

2 活動内容

安城市博物館協議会（年3回程度開催。平日の昼間を予定）

※「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（祝日、年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）等を除く。）をいいます。以下同じ。

◇市公式ウェブサイトの「博物館協議会」のページ

【https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shisetsu/kyoikushisetsu/reki_haku/kyougikai.html】

3 応募資格

令和9年4月1日現在において、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内在住・在勤・在学・市内で活動する方
- (2) 満20歳以上の方
- (3) 本市の審議会等の委員を三つ以上兼務していない方

(4) 安城市歴史博物館の企画展等を観覧しており、博物館及び歴史に関心のある方

(5) 任期中、原則として平日の昼間に年3回程度（5月・10月・1月の予定、1回の会議時間は2時間程度）開催する博物館協議会に出席できる方

4 募集人数

1人

5 任期

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

6 応募期間

令和8年10月20日（火）から11月20日（金）午後5時まで

7 応募方法

歴史博物館1階受付及び博物館ホームページ上で配布する所定の応募書類〔① 応募申込書、② 小論文〕を記入の上、歴史博物館へ提出してください。
（歴史博物館は月曜日休館で、配布時間は午前9時～午後5時）

8 提出方法

(1) 持参の場合 歴史博物館事務室（開館時間内で受付）

(2) 郵送の場合 〒446-0026 安城市安城町城堀30番地

安城市歴史博物館（最終日当日の消印のあるものまで有効）

(3) FAXの場合 0566-77-6600（最終日は午後5時まで受付）

(4) Eメールの場合 bunkashinko@city.anjo.lg.jp へ、メールの題名を

「委員公募」と記入（最終日は午後5時まで受付）

※提出済の応募用紙については、返却しません。また、応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担です。

9 選考方法

書類〔応募申込書・小論文〕及び面接〔令和8年12月15日（火）に実施予定〕で、公募委員を決定します。応募者には面接時刻を後日通知します。

面接の審査結果は合否にかかわらず、令和8年12月25日（金）までに、応募者全員に直接通知します。

※選考に当たっては、提出のあった応募用紙のほか、委員の男女比、年齢構成、地域構成及び在期数、他の審議会等の委員との兼職状況を考慮の上、決定します。

※委員になる方の氏名は市公式ウェブサイト等で公表します。

10 問い合わせ先

安城市歴史博物館（電話：0566-77-6655／担当：西村）